

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令 概要

総務省自治行政局公務員部福利課

1. 改正の趣旨及び内容

(1) 特定減額特例について

- 地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第311号。以下「一部改正政令」という。）において、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「地共済令」という。）第2条第1項第7号ロに規定する賃金要件が撤廃されることになった。
- 一方で、一部改正政令による改正後の地共済令（以下、単に「改正後の地共済令」という。）附則第4条第1項に規定する特定減額特例対象者は、報酬月額が8.8万円未満である場合は特定組合の組合員としないこととしつつ、申出により当該特定組合の組合員になることができることが規定された。
- 当該規定が令和8年10月1日に施行されることに伴い、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）について、必要な規定の整備や改正を行う。

(2) 掛金・負担金調整制度について

- 改正後の地共済令附則第35条の3及び第35条の4において、特定地方独立行政法人が自身の負担すべき負担金（労使折半の50%）の割合を超えて、短時間組合員の掛金の一部を負担することを可能とし、労使折半を超えて特定地方独立行政法人が負担した掛金については、徴収を行うことを要しなかったものとみなす経過措置が設けられた。
- 当該経過措置が令和8年10月1日から施行されることに伴い、施行規程について、必要な規定の整備や改正を行う。

(3) 社会保険診療報酬支払基金の名称変更について

- 「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月医療DX推進本部決定）において社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が行っているレセプト情報の収集及び分析や、電子資格確認に係るシステムの開発等の経験やノウハウを生かす観点から、支払基金の審査支払機能は維持したまま、同基金を医療DXに関するシステムの開発・運用の主体として抜本的に改組することとされたことに伴い、施行規程について、必要な改正を行う

3. 公布日等

公布日：令和 8 年 9 月 30 日

施行日：令和 8 年 10 月 1 日